

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の区域	2
4 計画の期間	2
第2章 吉賀町が目指すまちづくり	3
1 上位計画	3
2 関連計画	3
3 公共交通が果たすべき役割	5
第3章 吉賀町を取り巻く環境	6
1 位置・地勢	6
2 人口	7
3 施設分布	9
4 観光施設	11
5 通勤・通学の移動実態	12
第4章 公共交通網の状況.....	13
1 公共交通網	13
2 公共交通圏域	15
3 広域路線バス	16
4 町内完結路線バス・デマンド型乗合タクシー	18
5 スクールバス	23
6 タクシー	24
7 主な停留所の待合環境	25
8 移動支援サービス	28
9 町の財政負担	29
第5章 各種調査結果.....	30
1 調査概要	30
2 調査結果のまとめ	31
第6章 公共交通や公共交通を取り巻く環境に関する現状・問題点	36
第7章 取り組むべき課題.....	53

第 8 章 基本的な方針と目標	55
1 基本理念と基本方針	55
2 公共交通の将来像	56
3 公共交通のサービス水準と見直し基準	58
4 計画の目標と目標の達成状況の評価	61
第 9 章 目標を達成するための事業内容	65
1 事業体系	65
2 事業内容と実施主体	66
3 事業スケジュール	81
4 計画の達成状況の評価と検証の方法	82
参考資料	83
1 吉賀町地域公共交通活性化協議会における検討経緯	83
2 吉賀町地域公共交通活性化協議会条例	84
3 吉賀町地域公共交通活性化協議会委員 委員名簿	87
4 用語説明	88

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

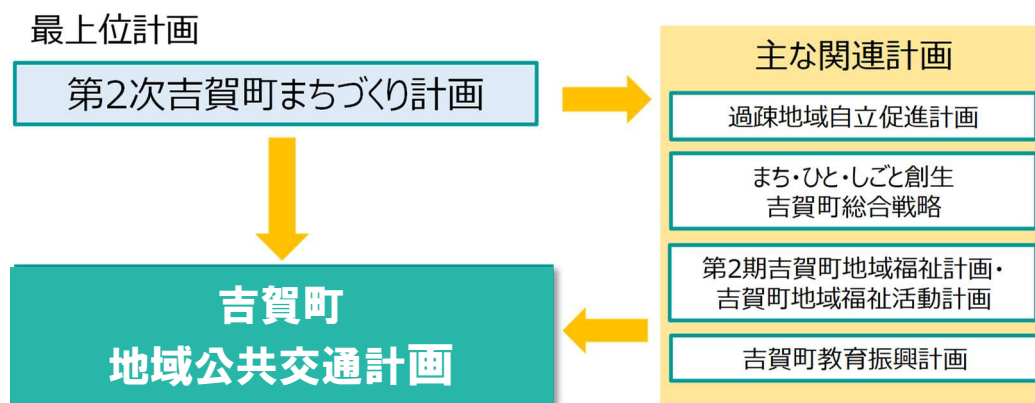
本町の主な公共交通は、広域路線バス、町内完結路線バス（吉賀町スクールバスを含む）、デマンド型乗合タクシー、タクシーで構成されています。しかし、過疎・少子高齢化による人口減少とマイカー利用の増加によって公共交通の利用者数は減少しています。一方で、暮らしに欠かせない移動手段として、多様なニーズに応じた地域公共交通の在り方に対する期待は高まっており、地域の特性に応じた交通網を展開し、将来にわたり維持を図る必要があります。

こうした中、吉賀町は町民の移動手段となる公共交通の相互連携と利便性・効率性の向上を図り、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため、平成26年に一部改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「吉賀町地域公共交通計画」（以下、「本計画」とする。）を策定し、公共交通政策を推進することとなりました。

本計画は、吉賀町、交通事業者、住民・利用者、地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で持続可能な地域公共交通網の実現を目指すものであり、今後の公共交通政策は、本計画を基に推進することとなります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、最上位計画である「第2次吉賀町まちづくり計画（平成29年6月策定）」に即し、関連計画との整合を図るものとします。

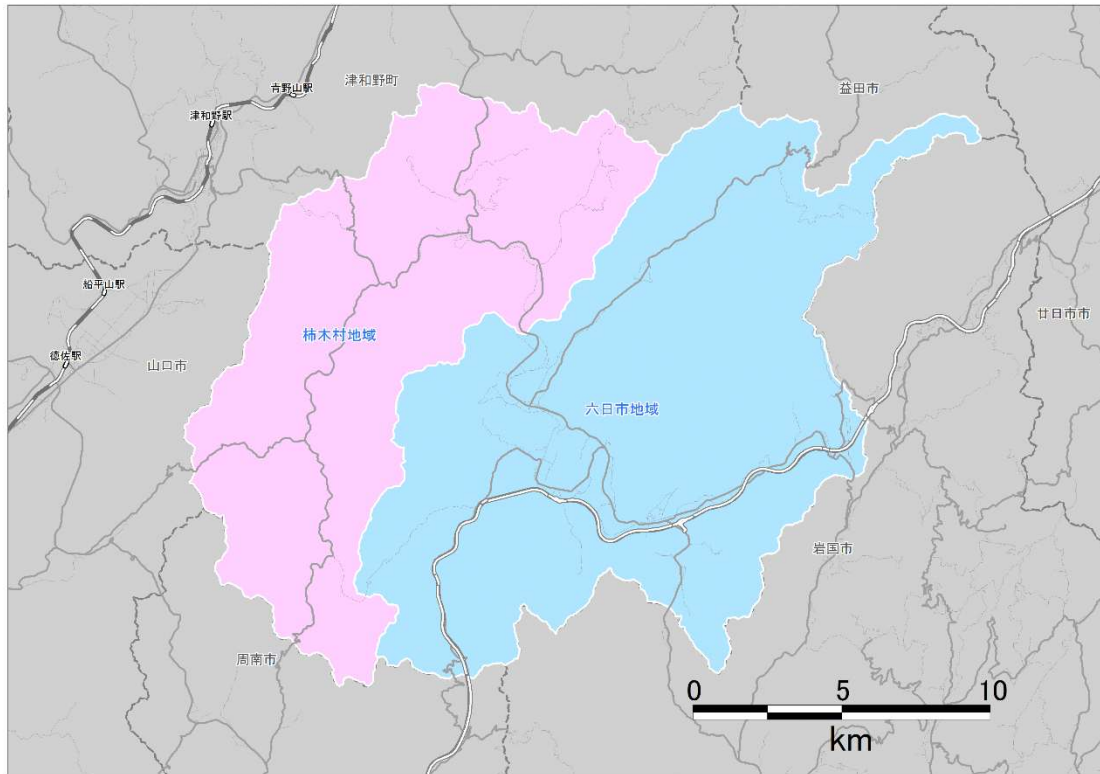


図表-1 計画の位置づけ

3 計画の区域

本計画の区域は、吉賀町全域を対象とします。

また、本計画における一部の分析・整理を六日市地域（旧六日市町）、柿木村地域（旧柿木村）に分けて行います。



図表-2 計画の区域・地域区分

4 計画の期間

本計画の計画期間は、2019 年（令和元年）12 月から 2025 年（令和 7 年）9 月までの 5 年間 10 か月とします。